

指定紛争解決機関

当行が契約している指定紛争解決機関は下記のとおりです。

1. 全国銀行協会相談室

全国銀行協会相談室は銀行に関するさまざまご相談やご照会、銀行に対するご意見・苦情を受け付けるための窓口として、一般社団法人全国銀行協会が運営しています。ご相談・ご照会等は無料です。

詳しくは、全国銀行協会のホームページ

<http://www.zenginkyo.or.jp/adr/>をご参考ください。

また、全国銀行協会相談室がお客さまから苦情の申出を受け、原則として2ヶ月を経過してもトラブルが解決しない場合には「あっせん委員会」をご利用いただけます。

詳しくは全国銀行協会相談室にお尋ねください。

【電話番号】 0570-017109 または 03-5252-3772

【受付日】 月曜日～金曜日(祝日および銀行の休業日を除く)

【受付時間】 午前9時～午後5時

※一般社団法人全国銀行協会は銀行法および農林中央金庫法上の指定紛争解決機関です。

2. 信託協会信託相談所

信託相談所は、信託に関するご照会やご相談の窓口として、信託協会が運営しており、信託兼営金融機関や信託会社(信託銀行等)の信託業務等に対するご要望や苦情をお受けしております。信託相談所のご利用は無料です。

詳しくは、信託協会(信託相談所)のホームページ

<http://www.shintaku-kyokai.or.jp/profile/profile04.html>をご参考ください。

また、信託銀行等の信託業務等についてお客さまから苦情の申出を受け、原則として2ヶ月を経過してもトラブルが解決しない場合には「あっせん委員会」をご利用いただけます。

詳しくは、信託相談所にお尋ねください。

【電話番号】 0120-817335 または 03-3241-7335

【受付日】 月曜日～金曜日(祝日および銀行の休業日を除く)

【受付時間】 午前9時～午後5時15分

※信託協会は信託業法および金融機関の信託業務の兼営等に関する法律上の指定紛争解決機関です。